介護保険福祉用具購入の手引

津市　介護保険課

令和８年１０月

福祉用具購入費支給の流れ

被保険者等が介護支援専門員（ケアマネジャー）等に相談

↓

担当のケアマネジャー又は都道府県の指定を受けている特定福祉用具販売事業者などへ購入の意向を伝え、適切な介護保険利用のため必要性を十分相談します。

特定福祉用具販売事業者から購入

↓

被保険者のおかれた状況や身体の状態、居宅の間取りに合わせた最適な福祉用具をケアマネジャーや販売事業者から購入します。

・償還払い…購入費用の全額を販売事業者に支払う

・受領委任払い…被保険者の負担割合に応じた金額を販売事業者へ支払う

（津市に受領委任払いの登録がある事業者に限る）

申請書等の提出

↓

津市へ下記の書類を提出します。

・介護保険居宅介護（介護予防）福祉用具購入費支給申請書（兼請求書）

・領収証（原本）

・購入した商品が確認できるパンフレット等の写し

・その他必要とする書類

福祉用具購入費の決定・支給

申請書に不備がなければ津市から福祉用具購入費が支給されます。（購入費用から自己負担分を除いた金額）

・償還払い…被保険者又は被保険者から委任を受けた者の口座へ支払い

・受領委任払い…販売事業者指定の口座へ支払い

支給の要件

・津市の被保険者で、領収日時点で介護保険の要介護認定（要支援１～２、要介護１～５）を受けていること。
・都道府県知事の指定を受けた事業者から購入すること。

留意点

○販売対象となる事業者について
　都道府県の指定を受けていない事業者から購入した場合は、福祉用具購入費は支給されません。購入前に必ずケアマネジャーや事業者に確認をしてください。
○介護認定申請中、入院中又は施設入所中の人について
　支給申請は認定結果が出てから又は退院・退所した後になります。(一時帰宅中の支給申請は認められません。）認定結果が「非該当」の場合や退院・退所できない場合は、居宅で生活するための購入とならないため福祉用具購入費の支給を受けることはできなくなります。
○一時的に身を寄せている場所での利用について
　福祉用具購入は居宅で生活するための購入が給付対象となります。そのため、一時的に滞在している場所及び一時的に退院・退所した際に利用するための購入は、支給対象になりません。
○申請のタイミングについて
　購入後、速やかに申請を行うよう努めてください。重複して別事業者から購入していた場合支給対象になりません。

支給限度額

≪支給限度基準額≫
　同一年度（4 月から翌年 3 月まで）で 10 万円を上限とします。
≪同一種目の再購入≫
　　過去に介護保険を利用して支給を受けた種目については、原則として福祉用具購入費は支給されません。ただし次に挙げるような特別な事情があるときは支給対象とする場合がありますので、事前に相談してください。
　　添付書類として現在使用中の福祉用具（前回購入品）の写真が必要です。既に破棄していて、前回購入した福祉用具の使用状況が確認できない場合は支給対象外とします。

① 耐用年数を超過し、経年劣化等により破損しており、使用することが危険と判断される場合。ただしカビやヌメリ等の汚損については対象外です。
　（部品交換が可能な場合は部品代のみ対象）
② 被保険者の状態が著しく悪化し、安全な利用が困難になった場合

福祉用具の種目

(1)　腰掛便座

・据え置き式便座（和式便器の上に置いて腰掛式に変換するもの）
・補高便座（洋式便器の上に置いて高さを補うもの）
・昇降機能付き便座（電動式又はスプリング式で便座から立ち上がる際に補助できる機能を有しているもの）
・ポータブルトイレ（便座、バケツ等からなり、移動可能である便器であって、居室において利用可能であるものに限る）

留意事項

ウォシュレット機能付き、脱臭機能付き又は家具調のポータブルトイレについては原則支給対象外とします。暖房機能付き、自動ラップ機能付きのものを購入する場合は、付加機能のないものではいけない理由、代替手段では対応できない理由等必要性を明確に示してください。理由が明確でない場合、再提出や支給対象とならない場合があります。

「TOTO スワレット　和風改造用便器」等のその他類似品に関しては、福祉用具購入費の支給対象とします。ただし、固定及び給排水工事費に関しては支給対象外とします。

(2)　自動排泄処理装置の交換可能部品

・レシーバー、チューブ、タンク等のうち尿や便の経路となるものであって、被保険者又はその介護を行う者が容易に交換できるもの
（専用パッドや洗浄液等の消耗品及び専用パンツや専用シーツ等の関連製品は除く）

(3)　排泄予測支援機器

・膀胱内の状態を感知し、尿量を推定するものであって、排尿の機会を被保険者又はその介護を行う者に通知するもの
（専用ジェル等の消耗品及び専用シート等の関連製品は除く）

留意事項

排泄予測支援機器については事前の協議が必要です。提出書類としては医学的な所見が分かる書類及び試用状況の確認調書が必要です。

※詳細は令和４年３月３１日付け老高発０３３１第３号「介護保険の給付対象となる排泄予測支援機器の留意事項について」厚生労働省とそのＱ＆Ａを確認してください。

(4)　入浴補助用具

・入浴用椅子（座面の高さが概ね３５ｃｍ以上のもの又はリクライニング機能を有するもの）
・浴槽用手すり（浴槽の縁を挟み込んで固定することができるもの）
・浴槽内椅子（浴槽内に置いて利用できるもの）

・入浴台（浴槽の縁にかけて浴槽への出入りを容易にすることができるもの）
・浴室内すのこ（浴室内に置いて浴室の床の段差の解消を図ることができるもの）
・浴槽内すのこ（浴槽の中に置いて浴槽の底面の高さを補うもの）
・入浴用介助ベルト（居宅要介護者等の身体に直接巻き付けて使用するものであって、浴槽への出入り等を容易に介助することができるもの）

留意事項
　オーダーすのこについては、パンフレットに加えて寸法のわかる書類及び設置後の写真の提出が必要です。

(5)　簡易浴槽

・空気式又は折りたたみ式等で容易に移動できるもの（硬質の材質であっても使用しないときに立て掛けること等により収納できるものを含む物であって、居室において必要があれば入浴が可能なもの）であって、取水又は排水のために工事を伴わないもの

(6)　移動用リフトのつり具の部分

・身体に適合するもので、移動用リフトに連結可能なもの

(7)　スロープ

・段差解消のためのものであって、取付けに際して工事を伴わないもの
・主に敷居等の小さい段差の解消に使用し、頻繁な持ち運びを要しないもの（便宜上設置や撤去、持ち運びができる可搬型のものは除く）

留意事項
　必要な理由については、具体的にどこからどこへ移動する生活動線上で必要か記入が必要です。
　提出書類として、平面図及び設置後の写真が必要です。
　※スロープの購入が初回で１個のみの場合、申請書内「福祉用具が必要な理由」欄に設置場所が明確に記入されていれば平面図の提出は必須としません。

(8)　歩行器

・歩行が困難な者の歩行機能を補う機能を有し、移動時の体重を支える構造を有するものであって、四脚を有し、脚部が全て杖先ゴム等の形状となる固定式又は交互式歩行器
（車輪やキャスターが付いている歩行車は除く）

(9)　歩行補助つえ

・単点杖（カナディアン・クラッチ、ロフストランド・クラッチ、プラットホーム・クラッチ）
　　※松葉杖を除く
・多点杖

申請書類　～申請時のポイント～

① 介護保険居宅介護（介護予防）福祉用具購入費支給申請書（兼請求書）

・販売事業者に支店がある場合は、支店名（営業所）まで記入すること。

・商品名はサイズ、機能、品番等カタログにあるどの商品を購入したか明確にわかるよう詳細に記入すること。

・購入日と領収日は必ず一致していること。

・福祉用具が必要な理由は、既往歴や疾病等を踏まえた本人の身体状況を具体的に記入し、それにより困難な生活動作と福祉用具を利用することで改善される生活動作を記入すること。

※安心安全に入浴ができる、排せつができる等だけでは状況が読み取れないため具体的に記入すること。

・申請書に訂正がある場合、申請書に押印した印と同一の印で訂正が必要となる。

・福祉用具が必要な理由の記入が不十分な場合は追加説明や再提出を求める場合があります。

※文字が切れているなど、読み取りにくい場合も含みます。

・振込先の確認等で連絡することがありますので申請書には日中に連絡がとれる電話番号を記入すること。

② 領収証原本

・原本の返却が必要な場合は、原本とコピーの両方を提出すること。確認後に原本を返却します。

※津市でコピーはしないため、必要であれば必ずコピーを持参すること。

・領収証の宛名は被保険者のフルネームとすること。

・事業者の印があること。

・ただし書きには申請書と同じ商品名を記入すること。

・複数個購入した際は商品ごとの購入金額も記入すること。

（受領委任払いの場合は商品の購入費用の総額及び利用者負担額を記入すること）

・購入費用が印紙税課税金額だった場合、収入印紙の貼り付けと割印が必要です。

③ 購入した福祉用具が確認できるパンフレット等の写し

・購入商品が特定できるよう目印を付けること。（サイズ、機能、品番、金額、製造事業者等に蛍光ペンでマーカーを引く、囲むなどしてはっきりと明示すること）

④ その他必要とする書類

・写真（再購入、オーダーすのこ、スロープ）

・寸法の分かる書類（オーダーすのこ）

・平面図（スロープ）

・医学的な所見が分かる書類（排泄予測支援機器）

・試用状況の確認調書（排泄予測支援機器）

※それぞれの種目の留意事項を確認し添付すること。